

奈良県訓令第2号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

附則第三項を次のように改める。

- 3 平成二十四年七月二日から同年九月七日までの間に限り、第四条第一項の規定の適用を受ける職員のうち、知事が定めるものの勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前八時から午後四時四十五分までとする。

附則第四項を削る。